

富士宮市住生活基本計画 概要版

(令和8年度～令和17年度)

安心して暮らし続けることのできる
住まいと住環境の確保

令和8年3月 富士宮市



計画策定の背景と目的

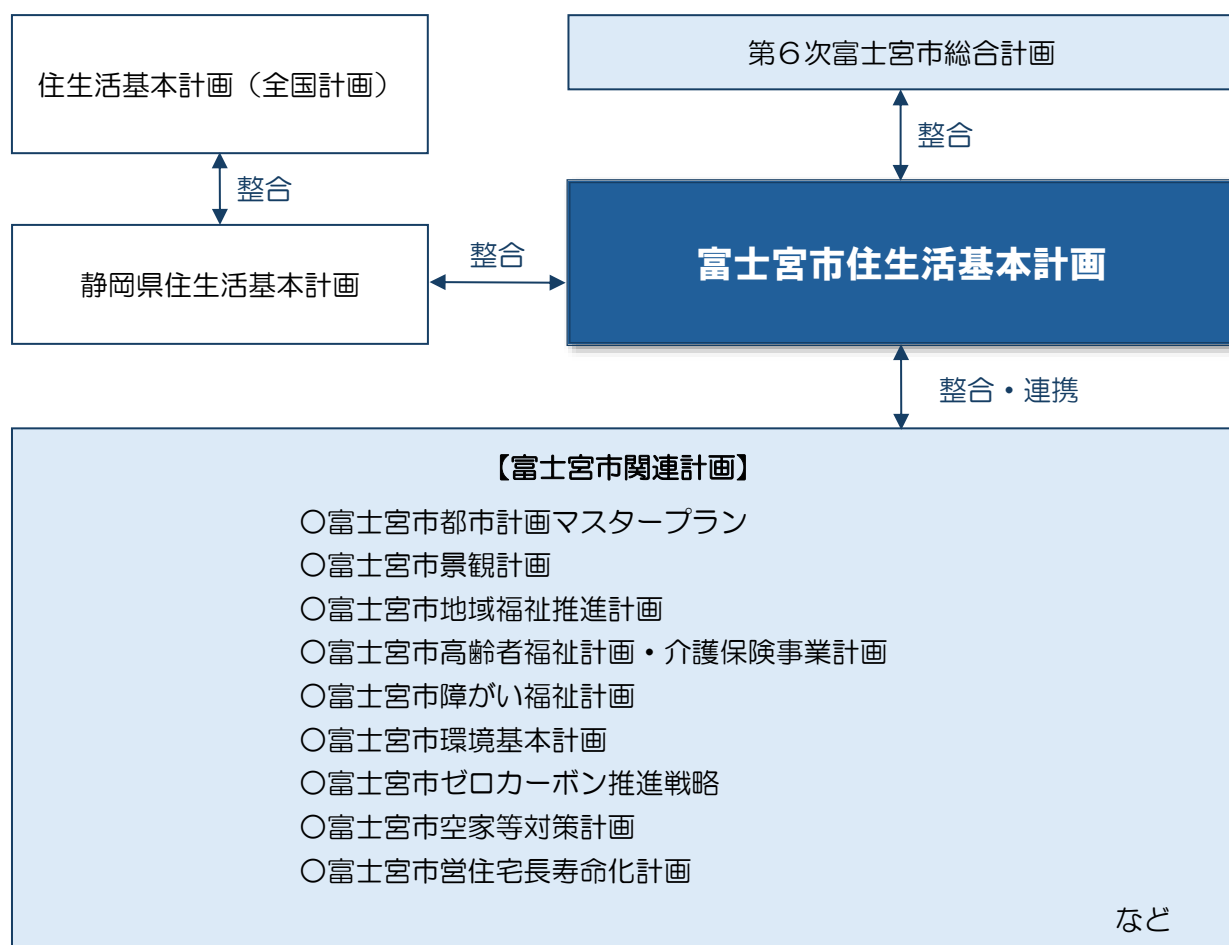
本市では、国および静岡県の「住生活基本計画」と整合を図りつつ、平成 27（2015）年 3 月におおむね 10 年間の計画期間とした「富士宮市住生活基本計画」を策定し、これに基づき住宅施策を推進してきました。

しかし、計画期間中には、単身世帯の増加や核家族化の進行、大規模地震・豪雨災害の発生による防災意識の高まり、さらに空家等対策特別措置法の制定など、住宅政策を取り巻く環境が大きく変化しました。こうした社会情勢の変化に対応するため、新たな計画の策定が必要となっています。

この背景を踏まえ、今後の住宅施策の指針となる「富士宮市住生活基本計画（令和 8 年度～令和 17 年度）」は、改定された国および静岡県の「住生活基本計画」及び、同時期に策定する「第 6 次富士宮市総合計画」との整合を図り、住宅施策を総合的かつ円滑に推進するために策定するものです。

計画期間・位置づけ

第 6 次富士宮市総合計画（令和 8 年度～17 年度）に基づく基本構想との連動・連携及び関係施策との整合を図るため、本計画の計画期間は令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。また、必要に応じて中間年次に計画の見直しを行うものとします。



基本理念

本市では、整理した住生活の課題を踏まえて、住生活の安定の確保及び向上の促進を目指します。また、上位計画である第6次富士宮市総合計画におけるまちづくりの基本方針の1つである「基本目標6 富士山の魅力を活かした快適な居住環境を創造するまちづくり」に基づき、本計画の基本理念を次のように定めます。

安心して暮らし続けることのできる 住まいと住環境の確保

本市の特徴である、戸建住宅が多くゆとりある暮らしが営まれる住環境や、日常的に富士山の雄大な眺望を楽しめる魅力を活かし、安心して暮らし続けられる地域の実現を目指します。

また、増加する空き家の利活用やリノベーションを通じて住まいの質を高めるとともに、移住希望者にも選ばれる多様な住まいを創出します。

加えて、省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの導入促進など、脱炭素の視点を住環境づくりに取り入れることで、環境にやさしく持続可能な暮らしを支えることを目指します。

これらを踏まえて、本計画の基本理念を『安心して暮らし続けることのできる 住まいと住環境の確保』としました。

住生活課題の整理

住宅・住環境に関する現況データ、市民意識調査、事業者ヒアリング等を踏まえ、以下の3つの視点から、富士宮市民の住生活に関する課題を整理しました。

1. 「居住者の視点」からの課題

- (1) 誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりの推進
- (2) 民間住宅を活用したセーフティネット機能の確保

2. 「住宅の視点」からの課題

- (1) 市営住宅の更新と効率的な管理・運営
- (2) 災害に対する住宅の安全性の向上
- (3) 災害に強い住環境の確保
- (4) 住宅の有効活用と増加する空き家等への対応
- (5) 環境対策の推進

3. 「地域暮らしの視点」からの課題

- (1) 地域の安全・安心な住環境の確保
- (2) 魅力ある快適な住環境の確保
- (3) 多様な住まい方や新しい住まい方への対応

施策の展開

本計画では、基本理念「安心して暮らし続けることのできる 住まいと住環境の確保」の実現に向けて、施策体系を構成している3つの視点、11の目標に基づき、以下の施策を展開します。

視 点	目 標	基本方針
1. 住むひと [居住者の視点]	目標 1-1 結婚・子育ての思いを叶える 住生活の実現	①若い世代の住生活の支援 ②子育て世帯の住生活の支援 ③勤労者への住宅建設資金の支援
	目標 1-2 住宅セーフティネット機能の 確保・維持	①住宅確保要配慮者等への支援 ②災害時の応急住宅機能の確保
	目標 1-3 高齢者・障がい者等が安心できる 住生活の確保	①高齢者等への住まいに関する支援 ②地域が連携した高齢者の見守り
2. 住むいえ [住宅の視点]	目標 2-1 市営住宅の適正管理と計画的な整備	①市営住宅の適正な管理 ②市営住宅の計画的な整備
	目標 2-2 脱炭素化を目指した住宅性能の強化	①市営住宅の脱炭素化の推進 ②民間住宅の長寿命化の促進 ③住宅に関する省エネ対策の支援
	目標 2-3 災害に強い安全な住宅・住環境の確保	①民間住宅等の耐震改修等の支援 ②住宅等に係る減災対応の推進
	目標 2-4 空き家の未然防止と利活用の推進	①空き家の流通支援 ②空き家対策の推進
	目標 2-5 中古住宅・リフォーム市場の活性化	①良質な中古住宅の市場流通の促進 ②住宅リフォームの促進 ③マンションの適切な維持管理の促進
3. 住むまち [地域暮らしの視点]	目標 3-1 富士宮暮らしを選択したくなる 景観の形成	①富士宮らしさのある景観の形成 ②緑化の推進
	目標 3-2 多様な暮らしを選択できる 住宅地の形成	①集落環境の維持・向上 ②市街化調整区域の地区計画の推進 ③公衆衛生の保全及び環境美化
	目標 3-3 多様なライフスタイルへの 柔軟な対応	①移住者等への居住支援 ②安全・安心な暮らしの形成・PR

1. 住むひと [居住者の視点]

目標 1-1 結婚・子育ての思いを叶える住生活の実現

基本方針

①若い世代の住生活の支援

市内に定住する若い世代が快適な住生活を送ることができるように、移住・定住に関する助成や住生活に係る費用の一部を支援します。

②子育て世帯の住生活の支援

地元産材を使った住宅建設への助成等に対して、子育て世帯への上乘せ支援を行います。

③勤労者への住宅建設資金の支援

市内に住宅を建設する勤労者に対して、その資金の一部を補助します。

目標 1-2 住宅セーフティネット機能の確保・維持

基本方針

①住宅確保要配慮者等への支援

住宅確保要配慮者に関連する情報の周知と適切な運用により、住宅のセーフティネット機能を確保します。

②災害時の応急住宅機能の確保

災害時において、被災者が一時的に居住できる住宅を迅速に確保するほか、被災した住宅の応急修理を支援します。

目標 1-3 高齢者・障がい者等が安心できる住生活の確保

基本方針

①高齢者等への住まいに関する支援

高齢者が安心できる住まいを確保できるように、各種制度や取組について周知・啓発していくほか、関係機関との連携により、支援を必要としている市民への対応を適切に進めます。

②地域が連携した高齢者の見守り

事業者等による高齢者の日常的な見守りや、行方不明になった時に発見しやすくなる仕組みづくりなど、地域が連携して見守りに取組みます。

2. 住むいえ [住宅の視点]

目標 2-1 市営住宅の適正管理と計画的な整備

基本方針

①市営住宅の適正な管理

市営住宅の管理戸数の適正化に向け、定期的な点検を踏まえた計画的な修繕を進めるとともに、空き室を減らすための取組を検討します。

②市営住宅の計画的な整備

市営住宅長寿命化計画に基づいて、計画的かつ効率的な市営住宅の整備を継続します。

目標2-2 脱炭素化を目指した住宅性能の強化

基本方針

①市営住宅の脱炭素化の推進

市営住宅の省エネ対策を進めるために建物共用部や屋外照明のLED化等を進めます。

②民間住宅の長寿命化の促進

民間住宅の長寿命化を促進するため、長期優良住宅認定制度の啓発を進めます。

③住宅に関する省エネ対策の支援

住宅に関する省エネ対策を進めるため、省エネ基準適合義務、省エネに関する各種補助制度などについて啓発と支援を進めます。

目標2-3 災害に強い安全な住宅・住環境の確保

基本方針

①民間住宅等の耐震改修等の支援

予想される大地震の発生に備え、住宅の耐震化や火災予防の必要性等の制度の普及啓発を図り、中古住宅の耐震診断・耐震改修、倒壊等を防止するための対策を支援します。

②住宅等に係る減災対応の推進

住宅内の安全性の確保、ブロック塀の倒壊防止など、住宅等に係る減災対応を推進します。

目標2-4 空き家の未然防止と利活用の推進

基本方針

①空き家の流通支援

空き家等の実態を把握するための調査を行い、これに基づいた空き家の適切な維持管理や利活用の啓発等を進めることにより、多くの人が空き家の検討をすることができる環境をつくります。

②空き家対策の推進

所有者による空き家の除却や改修が進めやすくなるための支援を行います。管理不全の空き家に関しては、できる限り未然防止に努めていくとともに、必要に応じて空家等対策特別措置法に基づく措置を講じます。

目標2-5 中古住宅・リフォーム市場の活性化

基本方針

①良質な中古住宅の市場流通の促進

中古住宅の流通を促すため、インスペクション（建物状況調査）や瑕疵保険制度について広く啓発するとともに、吹付アスベストに関する調査と整備を支援します。

②住宅リフォームの促進

リフォームする市民への支援や、在宅で生活する身体障がい者等を対象とする住宅改修費の給付などにより、住宅リフォームを促進します。

③マンションの適切な維持管理の促進

マンション管理セミナーの開催と参加の促進等を通じ、マンションの適切な維持管理について啓発します。

3. 住むまち [地域暮らしの視点]

目標3-1 富士宮暮らしを選択したくなる景観の形成

基本方針

① 富士宮らしさのある景観の形成

住環境の魅力や価値を上げていくため、富士宮らしさのある豊かな緑や良好な住宅地景観等を保全・活用・創出します。

② 緑化の推進

豊かな自然の更なる魅力の創出を図るため、良好な緑化環境の確保を推進します。

目標3-2 多様な暮らしを選択できる住宅地の形成

基本方針

① 集落環境の維持・向上

富士宮に住むことを選択したくなる集落環境を形成していくため、集落地において、ゆとりのある住宅や生活利便施設を維持し、向上していくことのできる環境を確保します。

② 市街化調整区域の地区計画の推進

市街化調整区域の地区計画を推進することにより、地区の特性をいかした住宅地の形成を推進します。

③ 公衆衛生の保全及び環境美化

公衆衛生の保全と環境美化に向けて、合併処理浄化槽の設置を支援します。

目標3-3 多様なライフスタイルへの柔軟な対応

基本方針

① 移住者等への居住支援

移住希望者に寄り添いながら住宅相談に応じることができるよう、住み替え窓口の対応を充実します。

② 安心・安全な暮らしの形成・PR

災害や犯罪に対して安心・安全な暮らしが形成されていることをPRしていく取組を推進します。



成果指標



1. 住むひと [居住者の視点] の成果指標

指 標	基準値[令和6年度]	目標値[令和12年度]
出生率（人口千人当たり）	4.5人	4.5人
移住相談窓口を利用した県外からの移住者数（累計）	134人	750人
主観指標※		
富士宮市は、こどもがいきいきと育つ環境が整っている	3.4	3.7

2. 住むいえ [住宅の視点] の成果指標

指 標	基準値[令和6年度]	目標値[令和12年度]
空き家の除却・改修費用に係る補助金活用件数	2件	5件
主観指標※		
富士宮市は、リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取組が盛んである	3.5	3.8
居住環境に満足している	3.5	3.8

3. 住むまち [地域暮らしの視点] の成果指標

指 標	基準値[令和6年度]	目標値[令和12年度]
1人あたりの緑地面積	9.82 m ² /人	10.5 m ² /人
主観指標※		
日常の様々な場面で、安全・安心を感じる	3.4	3.7
富士宮市は、防災対策がしっかりしている	3.4	3.7

※主観指標は1～5段階評価で実施した市民アンケート調査の平均値を示しています。具体的には「非常にあてはまる」を5点、「全くあてはまらない」を1点として、それぞれの点数に百分率を乗じて指数化し、その合計を平均値としています。

富士宮市住生活基本計画

【発行】富士宮市

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

TEL:0544-22-1111（代表）

